

## 伝統的工芸品産業の技能継承における問題の所在

### Problem identification of skill succession in traditional crafts industries

成田智恵子<sup>1</sup>                      下出祐太郎<sup>2</sup>                      来田宣幸<sup>3</sup>  
Chieko Narita                      Yutaro Shimode                      Noriyuki Kida

<sup>1</sup> 工芸科学研究科 先端ファイブ科学専攻  
Graduate School of Advanced Fibro- Science  
Kyoto Institute of Technology  
E-mail : chieko.narita@gmail.com

<sup>2</sup> 伝統みらい教育研究センター  
Future Applied Conventional Technology Center  
Kyoto Institute of Technology

<sup>3</sup> 工芸科学研究科 応用生物学部門  
Graduate School of Science and Technology, Applied Biology  
Kyoto Institute of Technology

（2014年6月13日原稿受理、2016年9月13日採用決定）

#### 要約

本稿の目的は伝統的工芸品を制作する職人の技能、伝統的工芸品の価値と技能の関係、伝統的工芸品産業の特殊性と技能の関係の3つの観点から、伝統的工芸品産業の技能継承の問題の所在を明らかにすることである。現在、伝統的工芸品産業は数多くの課題を抱えているが、その中でも技能継承問題は我が国固有の伝統と文化の行く末を左右する重要な問題である。技能継承に関しては、これまでも官民間問わず種々の取り組みが実施されてきているにも関わらず、未だに効果的な解決策が見出されていない。本稿では、技能継承問題が解決に至らない原因を、そもそもの問題の所在が顕在化されていないことに起因すると仮定し、まず“技能”の定義を行ない、ものづくりにおける近年の技能継承の動向について論じた。その結果を踏まえ、伝統的工芸品産業の技能継承に関する既存の取り組みを集成・精査し、伝統的工芸品産業特有の技能継承の問題の所在について顕在化を行なった。本稿を通じて、①産業を構成する産地・業種・職種概念、②道具や材料といった作業環境および技能の評価基準、③産業的側面と文化的側面の3点が問題の所在として顕在化された。

キーワード：伝統的工芸品産業、ものづくり、技能継承

## 1 緒言

### 1.1 伝統的工芸品の定義

日本には長年に渡り受け継がれ、育まれてきた数多くの伝統工芸が存在している。伝統工芸という言葉は辞書によると、「日本の伝統的な技術を基礎に、現代生活に即した作品を創造し、新しい伝統を築くことをめざす工芸。また、その作品。天然素材を用いた手作りを本旨とする。」とある<sup>1)</sup>。伝統工芸には古くは仏教伝来を起源として発展を遂げてきたものや、江戸時代に各藩の奨励策によって興ったものなどがあり、その始まりは様々であるが、日本各地の地場産業として発展してきた経緯がある<sup>2)</sup>。

しかし、伝統工芸は明治時代以降の機械生産を中心とした産業構造の変化により、変質と衰退を余儀なくされた。特に戦後の高度経済成長に伴い、世の中の流れが大量生産・大量消費に傾くと、手工業のため少量生産が主である伝統工芸は産業的な岐路に立たされた。昭和40年に入り、大量消費社会への反省から、本物志向が高まり、伝統的なものへの回帰によって伝統工芸のニーズが高まったことや、伝統工芸の産業的保護を推進する気運が高まってきたことにより、昭和49年5月に「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」（以下、伝産法）が制定された<sup>3,4)</sup>。伝産法による“伝統的工芸品”の定義は以下の5つの要件に示される<sup>5)</sup>。

- 一．主として日常生活の用に供されるものであること
- 二．その製造過程の主要部分が手工業的であること
- 三．伝統的な技術又は技法により製造されるものであること
- 四．伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ、製造されるものであること
- 五．一定の地域において少なくない数の者がその製造を行い、又はその製造に従事しているものであること

この法律に基づいて経済産業大臣により指定を受けている伝統的工芸品は、全国で218品目存在している（平成25年12月26日現在）<sup>6)</sup>。この法律において、なぜ「伝統工芸品」ではなく、「伝統的工芸品」という呼称が用いられているかということ、「的」という語を加えることによって、「工芸品の特長となっている原材料や技術・技法の主要な部分が今日まで継承されていて、さらに、その持ち味を維持しながらも、産業環境に適するように改良を加えたり、時代の需要に即した製品作りがされている工芸品」という意味を表わしているためである<sup>7)</sup>。対して伝統工芸品という呼称には明確な定義はなく、一般的に長年に渡り受け継がれている技術や技法を用いて作られた工芸品を総称して伝統工芸品としており、各地方自治体が定める伝統工芸品が存在する。例として、京都府では京都府知事指定伝統工芸品があり、京象嵌や京印章、丹後ちりめんなどの京都を代表する工芸品を指定する「京もの指定工芸品」、京もの指定工芸品に使用されている技術などを活用して新たに生み出された京都の伝統工芸品を指定する「京もの技術活用品」、そして京都の生活文化に欠くことができない京都の伝統食品を指定する「京もの伝統食品」がある<sup>8)</sup>。ゆえに、伝統工芸品が伝統的工芸品であるとは限らないが、伝統的工芸品は伝統工芸品であるということになる。

## 1.2 伝統的工芸品産業が直面する課題と対応策

昨今の経済のグローバル化、安価な輸入品の増大、さらには情報革新などによる生活様式の変化や長引く不況などを背景として、伝統的工芸品の売上は低迷し、それに伴う経営難や後継者不足が生じるなど、伝統的工芸品産業は現状として様々な問題を抱えている。経済産業省製造産業局伝統工芸品産業室「伝統的工芸品産業をめぐる現状と今後の振興施策について（平成 23 年 2 月最新版）」においても伝統的工芸品産業の生産額は昭和 50 年代をピークに年々減少し続けていることが示されている<sup>9)</sup>。図 1 に伝統的工芸品産業の生産額などの推移を示す。また、伝統的工芸品産業が直面している課題としては、主に表 1 に示す 5 つの課題が挙げられる。

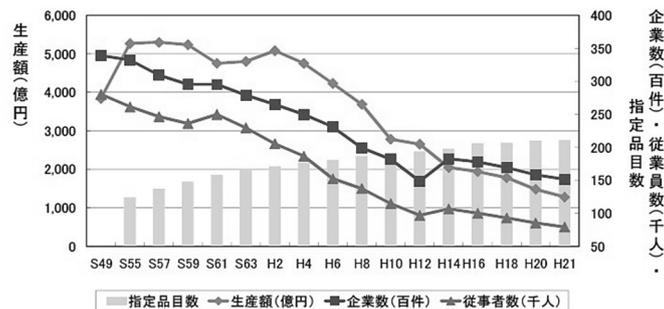


図 1 伝統的工芸品産業の生産額などの推移

出典：財団法人伝統的工芸品産業振興協会

表 1 伝統的工芸品産業が直面する課題

1. 需要の低迷	
①	少子高齢化による人口の減少
②	国民のライフスタイルの変化
③	大量生産方式による安価な生活用品の普及
④	海外からの輸入品の増加
	など
2. 量産化が出来ない	
①	基本は「手作り」：手間と時間をかけた丁寧な仕上げ
②	原材料、技術、社会へのこだわり：多岐にわたる複雑な工程
③	企業活動の規模が小規模：1社あたりの平均従事者数は5.2人
3. 人材・後継者の不足	
①	産地の従事者数は昭和50年代と比べて約3分の1に減少
②	従事者の高齢化
③	売上の不振などにより、後継者を受け入れる側の体制が整わない
	など
4. 生産基盤（原材料/生産用具）の減衰・深刻化	
①	原材料は主に自然材料であり、貴重な有限の資源。したがって、再生産には制約があること、原材料として再生・活用・使用できるようになるまでには相応の時間が必要であることなど、減衰・枯渇は深刻化
②	産業活動の縮小が生産用具の使用機会の減少をもたらし、需要と供給が見合わず廃棄を余儀なくされる事態
5. ライフスタイル・価値観の変化と情報不足	
①	利便性・機能性が重視される日常生活
②	冠婚葬祭・神仏儀礼などの伝統的・慣習上の機会の減少
③	消費者において、伝統的工芸品の「本物の良さ」や、日常生活における使用・活用・メンテナンス方法などについて情報・理解が不足している
④	特に若年層において、伝統的な文化や生活に対する体験や知識が不足している

経済産業省製造産業局伝統工芸品産業室

「伝統的工芸品産業をめぐる現状と今後の振興施策について（平成 23 年 2 月最新版）」を基に筆者が作成

これらの問題を受けて、需要を惹起する新商品開発や販路の開拓、人材・後継者の確保・育成、日本政府観光局（JNTO）を通じた海外へのPRが進められている。また、品質表示、本物の良さや特性の普及などが行なわれている。さらに、経済産業省の「伝統的工芸品産業支援補助金」制度や京都府の「伝統と文化のものづくり産業振興補助金」など、国や地方自治体からの支援策も数多く行なわれている<sup>10,11)</sup>。しかし、伝統的工芸品産地はそのほとんどが個人事業や中小・零細企業によって支えられているため<sup>12)</sup>、次代への継承ができずに既に失われてしまった工芸や技能も少なくない。このように伝統的工芸品産業は数多くの課題を抱えているが、本稿ではその中でも特に伝統的工芸品産業の技能継承における課題解決を研究の主目的とする。

### 1.3 伝統的工芸品産業の技能継承に着眼する意味

図1に示すように2009年の伝統的工芸品産業の生産額・従事者数はピーク時に比べ、3分の1程度にまで減少しており、わずか30年の間に産業自体が大規模な減衰を辿っていることが分かる。また、2009年度の50歳以上の産業従事者の割合が64%であるのに対し、30歳未満の割合が5.6%と従事者全体の高齢化も進んでいるため<sup>9)</sup>、従事者人口が極端な逆ピラミッド型となっている。この資料からも産業を支える母体が揺らいでいるということは明らかであり、早急な技能の継承が求められる。

そもそも、何故技能を継承する必要があるのかと言うと、伝統的工芸品を制作する技能という無形の財産は国の伝統と文化の発展のためには不可欠と考えられるからである。伝統的工芸品の制作にかかる技能は、歴史の変遷に対応しながら長期に渡り国の文化の発展に資してきた技能であり、国のものづくり産業の根幹を支えるものである。そのため、技能の消失は我が国固有の伝統と文化の消失と同意であると言える。伝統的工芸品自体は有形のものであるため、一度制作すれば職人がいなくても、形としてある程度の期間後世に残すことは可能である。しかし、工芸品を新たに作るため、そして保持するための技能は無形であるため、一度消失してしまえば、再興が非常に困難となる。ゆえに、既存の文化財や工芸品を将来に渡って継承していくためにも技能の継承は重要と考えられる。

また、ものづくりの現場において、技術を理解している技術者の存在ももちろん必要であるが、技能によってものづくりを実践的に発展させていく技能者の存在がなければ、この先のものづくり産業は現状維持かつ頭打ちとなり、それ以上の発展は望めない。現在のものづくり産業の大多数を占める機械生産中心のものづくりであっても、その根源にあるのは伝統的な手工業である。そのため、本稿では技能者という人間自身に依存する能力の継承を研究の対象とする。

### 1.4 問題の所在と研究の目的

伝統的工芸品産業における技能継承に着眼した取り組みは官民間問わず種々の解決策が考案・実施されている。それにも関わらず、技能継承問題には依然として改善の兆しが見られない。状況の改善が見られないということは、そもそも解決すべき問題が何であるのかという問題の所在が漠然としている可能性がある。つまりは、問題が問題として挙げられているから、それが解決すべき問題であるというトートロジーを打破できない解決策の考案・実施が繰り返されていると考えられる。そのため、技能継承について考える前に、「技能とはどのようなものであって、何故継承が困難であるのか」という点をしっかりと考えなければならない。真に問題を解決するためには、解決策を試みる前に問題とされているもの自体の問題の所在とは何であるのかということ

丁寧に検証する必要がある。

例えば、既存の取り組みでは技能継承を目的にしたものであっても、“技能”と“技術”の定義が曖昧な場合や、両者を同義として捉えている場合も多い。また、総務省が推進するデジタルアーカイブ<sup>13)</sup>による地域文化の保存・継承なども着々と進められている。しかし、保存は必ずしも継承につながるとは限らない。特に、伝統的工芸品は機械によって製造されるものではなく、職人の手によって制作されるものである。そのため、技能と技術の差異を踏まえた継承を行なう必要がある。なぜならば、今なお職人の技能が技術化されずに手工業のままであることに、継承を考えるための大きな手がかかりがあると考えられる。しかし、既存の取り組みではこの点が十分に議論されていない。ゆえに、本稿ではまず技能の定義を明らかにし、その上で伝統的工芸品を制作する職人の技能とはいかなるものなのかについて考察する。また、伝統的工芸品自体の価値と技能の関係についても不明な点が多い。例えば、伝統工芸品の価値とはどのように形成されているものなのか、価値は職人の技能に依存するのかなどの議論が必要と考えられる。そのため、技能継承を考える上では価値と技能の関係についても論じる必要がある。さらに、伝統的工芸品産業はものづくり産業の一つでありながらも、一般的なものづくり産業とは異なり、伝産法に規定された特殊性や地場産業としての地域性を持つ。そのため、職人が技能を継承する基盤となる産業についても検討を行なう必要がある。

ゆえに、本稿では伝統的工芸品を制作する職人の技能、伝統的工芸品の価値と技能の関係、伝統的工芸品産業の特殊性と技能の関係の3つの観点から、伝統的工芸品産業の技能継承に関する既存の取り組みを集成・精査することによって、伝統的工芸品産業の技能継承における問題の所在を顕在化させることを目的とする。

## 2. 技能の定義と本稿が対象とする技能

### 2.1 技と技能と技術

伝統的工芸品産業の技能継承について言及する前に、ここではそもそも「技能」とは何を示すものかを明示するために、「技」・「技能」・「技術」の違いについて整理を行なう。森は、元々「技」という言葉の中に「技能」と「技術」が含まれており、技のうち人の働きや動きに着目した内容が「技能」として行為・能力を表わし、技の表現・伝達・置き換えに着目した内容が「技術」として方法・手段を表わしたと述べており、両者の決定的な違いは伝播・流通にあるとしている<sup>14)</sup>。

また、三好はものづくりの立場からの技能とは、「コストをかけても自動化できない作業能力、知識」、「言葉や数値でいい表わせないような作業能力、知識」、「暗黙的(Implicit)な知識」であるとしており、それに対して技術とは「コストをかければ自動化できる作業能力、知識」、「言葉、数値あるいはコンピュータプログラムで表現できる作業能力、知識」、「明示的(Explicit)な知識」としている。さらに、技術と技能は必ずしも互いに独立して存在しているのではなく、重複した部分を持っており、科学や工学が進歩すれば技能を技術に置き換えることが可能な領域があると述べている<sup>15)</sup>。

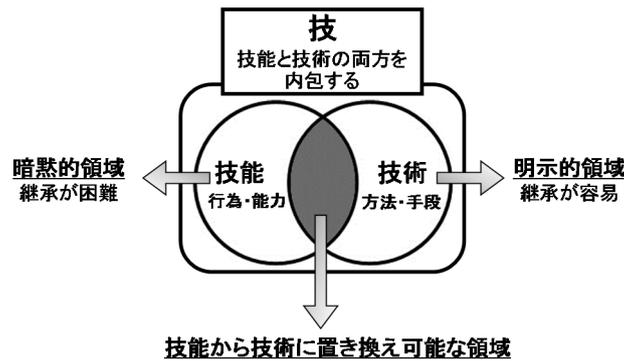


図2 技・技能・技術の関係性

以上の考えを基に技・技能・技術をまとめた結果を図2に示す。技は技能と技術の両方を内包する概念である。技能は行為・能力を示すが暗黙的領域であるため、継承が困難とされる。また、技術は技能を伝達可能な表現として置き換えた方法・手段のことであるため、明示的領域であり、継承が容易となる。両者は独立した存在ではなく、重複部分を持つため、その重複部分における技能は科学的あるいは工学的的手法によって技術に置き換えが可能となる。

## 2.2 技能と暗黙知

職人はマニュアルから技術を学び、技能を身に付けているわけではなく、長期に渡る修業によって、実践的に技能を習得している。そのため、職人は皆一定の技能を持ち合わせているわけではなく、個々人が長年の経験から得た個々人の感性やノウハウに基づいて作業を行なっている。そして、職人は自らが持つ感性やノウハウを技能として実際に表出することはできても、それを言葉で表現しようとしたとき、他者に理解できる形で表現することが困難であるとされる。特に長年の経験を通じて身に付いた身体的技能は言葉にすることが難しいため、技能継承のためには、実践による技能の継承が不可欠であるとされている。

この技能者の持つ技能は M. Polanyi が提唱した「語られることを支えている語らざる部分に関する知識」である暗黙知に準えられることが多い<sup>16)</sup>。なお、先述の三好が指摘する暗黙的領域もこの暗黙知と同意と考えられる<sup>15)</sup>。また、野中らは暗黙知を形式知の対概念として用いる形で知識経営論を構築している<sup>17)</sup>。野中らは暗黙知と形式知の2つの知識を個人・集団・組織などの間で、相互に絶え間なく移転していくことで新たな知識が創造されるということを提唱しており、共同化・表出化・連結化・内面化の4つのプロセスによって知識の移転が行なわれるとしている。しかし、野中らと Polanyi とでは、暗黙知自体の解釈が異なっていることが指摘されている<sup>18,19)</sup>。大崎は両者の暗黙知は「経験知」や「身体知」という共通点を持ちながらも、Polanyi の暗黙知は表出伝達不可能であり、野中らの暗黙知は表出伝達可能という点で異なっているとの見解を示している。また、大崎は職人の技能継承について、暗黙知の観点から以下の考えを示している<sup>20)</sup>。

職人が自分の技能を弟子に伝えようとするとき、たとえば自分の技能についてのマニュアルを用意し、口頭による補足の説明を追加し、さらに必要に応じて見様見真似で伝える。「マニュアル」と「口頭による補足説明」により伝わる知識は「表出伝達可能知」、「見様見真似の伝達」で伝わる知識は「表出不可能だが伝達可能知」である。これでもなおどうしても伝えることができない知識がある。これがすなわち「暗黙知」であ

る。「マニュアル」「口頭による補足説明」「見様見真似の伝達」が、きっかけになることはあるだろうが、身体内の記憶として自分で身に付け、かつ他人に伝えることができないほどに発達した「勘」が「暗黙知」である。したがって単なる知識と異なる。(大崎、2009)

つまり、職人が持つ暗黙知は完全なる経験的かつ身体的な知識であり、他者に伝えられる知識とは異なる表出伝達不可能なものと考えられる。また、大崎は、暗黙知は生きた人間の身体の中にあるとしており、「体験」と「言葉による表現」は一致しないことを指摘している。しかし、本稿で述べたいのは、技能者の技能が暗黙知であるから、表出伝達ができないということではなく、まして野中らの暗黙知を否定するものでもない。

大崎の指摘する職人の暗黙知は、確かに職人本人が他者に表出伝達することは不可能なものかもしれない。しかし、他者からの指摘をもとに本人がそれを考えることは可能である。経験を通じて培った暗黙知であるからこそ、職人本人にとっては何でもない、当たり前のことであり、特別な意識を向けないことであっても、他者の視点を介することで、本人も気づいていないことが明らかになることもある。例えば表出伝達不可能な知識であっても、それを動作や発話という行為として客観的に記録し、それに対して暗黙知を持つ本人が主体的意味づけを行なうことによって、これまでは暗黙知として個人の内にあった知識が表出伝達可能になると考えられる。

### 3. 技能継承に関する近年の動向

#### 3.1 科学的手法を用いた技能の定量化

暗黙知の形式知化という概念や言葉の意味が、職人の技能継承を論ずる上で相応しいのかどうかという点は本稿において論ずるべき対象ではない。本稿では、表出伝達が不可能であるから暗黙知は伝えることができないという哲学的な問いに対する答えを目指すのではなく、実際に技能を継承する上で問題となる点を明らかにすることを目的としている。また、技能の継承のためには、暗黙知を表出伝達可能にすることが重要なのではなく、熟練技能者の暗黙知の中から次世代の技能者が熟練技能を習得するための手がかりとなるものを汲み上げることが重要である。

近年は情報技術の発展に伴い、これまでは困難とされていた科学的手法を用いて、ものづくりの技能継承にアプローチする研究が増加している。例としては、先述の三好や、松本の中小製造業の現場における熟練技能の抽出に関する研究などが挙げられる<sup>15,21)</sup>。特にものづくり産業においては、2007年から2009年にかけて団塊世代の技能者が定年を迎えることによって、高度なものづくり技術の喪失が懸念されるという、いわゆる「2007年問題」への対応が社会の関心を集めた。そのため、2007年問題への対応策として、経済産業省が立ち上げた「ものづくり・IT融合化推進技術(デジタル・マイスタープロジェクト)」やマツダ株式会社の「卓越技能者育成コース」など、政府や企業による様々な技能継承の取り組みが行なわれた<sup>22,23,24)</sup>。

科学的手法を用いた技能継承に対するアプローチは伝統工芸の分野においても実践されている。伊東らは截金の技能継承に着眼し、熟練者と非熟練者の作業中の筋電図と呼吸パターンとの比較を行なうことによって、技能者の力の入れ具合や緊張などの外側からは知ることのできない内的な状態に関する暗黙知を考察している<sup>25)</sup>。藤波は陶芸の菊練りを題材として、モーションキャプチャを用いて熟練者と経験者、そして初心者の全身動作を解析し、菊練り動作において体の安定性が重要であることを明らかにしている<sup>26)</sup>。また、成田らは蒔絵の粉蒔き動作に着眼し、動作

定量化のための要素の抽出を行なっている<sup>27)</sup>。これらの研究成果により、これまで目に見えなかった、あるいは見えていても理解することが難しかったコツが可視化されたことは、今後の技能継承の一助となると考えられる。

### 3.2 技能抽出の問題点

しかし、科学的手法を用いた技能の定量化が進む一方、定量化が抱える問題点も指摘されている。竹内らは伝統を維持しつつ、その変化を保障するものを「伝承」として捉えており、ビデオやモーションキャプチャを用いた身体動作の伝承だけでは、動きにおける意味づけが等価になってしまい、変化を伴う芸能においては伝承の動きとは異なるものを伝えてしまう可能性があることを指摘している<sup>28)</sup>。竹内らが対象としているのは民俗芸能であり、工芸の技能継承を直接的な研究対象としているわけではない。しかし、工芸も民俗芸能と同様に、熟練技能者と後継者が全く同じ動作をするということは身体的・生理的にあり得ないことから、工芸においても動きにおける意味づけの等価は意味をなさないと考えられる。技能の定量化によって得られる成果は、確かに一つの指標ではあるが、絶対的な指標ではないということを常に考慮する必要がある。

また、香川が指摘するように、形式知は初心者の実践を助ける道具や教育者にとっての指導の助けとなり得ても、高度な専門家の発達を保証するわけではない<sup>29)</sup>。香川は形式知と実践知を比較し、形式知が排除するものが実践家の発達にとって不可欠なものであるとしており、形式知化の際に排除された具体的状況の曖昧さや問題解決上、必要なものだけでなく不必要なものが混ざった雑多性、刻々と変わる動態性などが実践知には必要であるとしている。

誰もが理解可能なように技能を技術化する試みは非常に重要である。しかし、真に必要なのは熟練者の持つ高度な技能を次世代の技能者に伝えることではないだろうか。技能継承において重要なことは、初学者向けに技術を明示化することだけではなく、暗黙的領域に属する技能をいかに継承していくかということである。暗黙的領域を明示化するにあたっては、誰のための何のための明示化なのかという点、つまりは対象と目的に十分に留意した上で事を進めていく必要がある。この点が曖昧なままでは、どれだけ科学的手法が発達し、これまで不可能であった正確な計測がされようとも、技能継承の根本的な問題の解決には至らない。

少なくとも、2007年問題において指摘されたような高度なものづくり技術や伝統工芸の熟練技能は、技能者に依存する技能であり、機械化が困難とされてきた技能であることから、形式知として万人に分かるような知識に置き換わる可能性は非常に低い。必要とされるのは、形式知化が困難な暗黙的領域から中級技能者が上級技能者になるための手がかりとなるものを収集することであると考えられるが、現状の取り組みではこの点が打破できていない。

### 3.3 熟練技能者による語り

このように、技能の定量化を進める研究が増える一方で、定量化することによって消えてしまう曖昧な部分や技能者（伝承者）の語りや経験に着眼した研究の必要性が言及されるようになってきている。例えば先述の竹内は民俗芸能の伝承における語りに着眼し、伝承者の語り「今・ここ」の動作だけでは捉えることのできない先行世代との関係性を捉え、後続世代に伝える役割を果たしているということを指摘している<sup>30)</sup>。また、竹内らは世代間の関係性という観点から「経験を伝える」という行為とはどのようなものなのかについて明らかにするために、京舞の伝承者を対象としたライフストーリー・インタビューを行なっている<sup>31)</sup>。さらに、松本は鑄造の熟

練技能者の動作計測によって、技能の可視化を行なう一方、動作の解析のためには、何をどのように制御しようとしているのかについての熟練技能者に対する聞き取り調査と実際の加工物の数値的關係の解析を行なうことによって、はじめて動作の意味が判明するとしている<sup>21)</sup>。

先にも指摘したように、手工業における技能者はあくまでも人間である。人間である以上、経験や年齢を重ねることによる変化を含んでおり、個人のバラつきも大きい。また、社会環境の変化に影響されるところも大きい。特に近代化によって、手工業を取り巻く状況は急激に変化している。その中で技能者の持つ経験や知見を技能者自身に語ってもらい、記録することは形式知化や定量化の観点からすると非常に曖昧と考えられる。しかし、技能者の語りを記録することは、曖昧性を含むからこそ、形式知化の際に消えてしまう問題を掬い上げ、より高度な技能者の発達の一助となる可能性を含んでいると考えられる。

科学的手法を用いた技能の可視化や定量化によって、人間の感覚だけでは理解し難い技能が技術化され、形式的な意味を持つことは大変有意義である。しかし、数値はあくまでも計測の結果であり、技術記録に留まっているのが現状である。それを技能継承に結びつけるためには、技能者に対する本質的な問いや意味づけが必要とされるが、現状としては定量的手法と定性的手法が別々に用いられており、両手法を包括した実践がなされていない。

#### 4. 伝統的工芸品産業の技能継承基盤

##### 4.1 産地・業種・職種

ここまでは伝統的工芸品産業のみに限定せず、他のものづくり産業の事例も交えて技能継承について述べてきた。しかし、伝統的工芸品産業は他のものづくり産業とは異なる産業体制を形成しているため、その点についても考慮する必要がある。

まず品目についてであるが、現在指定を受けている伝統的工芸品の品目数は218品目ある。指定品目を業種別にまとめると表2の区分となる。

表2 業種別指定品目数

業種	品目数	業種	品目数
織物	36	和紙	9
染色品	11	文具	9
その他の繊維製品	4	石工品	4
陶磁器	31	貴石細工	2
漆器	23	人形・こけし	8
木工・竹工品	31	その他の工芸品	17
金工品	14	工芸材料・工芸用具	3
仏壇・仏具	16	<b>合計</b>	<b>218</b>

一般財団法人 伝統的工芸品産業振興協会調べ

業種別に見ると、織物の36品目を最大として、陶磁器や木工・竹工品、漆器などが多く指定されているが、業種が同じでも品目や産地によって事情が全く異なるため、一括りにはできない。冒頭で述べた通り、伝統工芸は元来地場産業として発展してきた経緯があるため、伝統的工芸品は産地毎の特色を持っている。産地の違いという点に関して、山田は伝統工芸技術の継承や技能の伝承が産地に埋め込まれた社会的要因や歴史的要因とどのように関わることによって、伝統産

地が生き続けてきたのかという問い、そして伝統産地を支える人々はいかなる役割を果たしてきたのかという問いから、経営学的視点を持って伝統的な陶磁器産地である有田と信楽について論じており、産地構造の違いが市場競争や人材の育成に与える違いについて明らかにしている<sup>32)</sup>。また、佐藤らは近代化による漆器産地の産地構造の変化に着眼し、石川県輪島地区、秋田県川連地区、福島県会津若松地区、そして石川県山中地区の4産地を「工人型」と「商人型」で類型化しており、同業種の工芸における産地毎の差異を明らかにしている<sup>33)</sup>。これらの先行研究に示されるように、伝統的工芸品産業について考察する際には、産地ごとの特性を考慮する必要がある。

さらに、伝統的工芸品の多くは分業制によって作られており、同業種の中にも多くの職種が含まれているため、職種間の違いについても考慮する必要がある。例えば、漆工芸が顕著な例として挙げられる。漆工芸の指定品目である青森の津軽塗、神奈川の小田原漆器、京都の京漆器などは製造工程に大きな違いがある。そのため、製造に関わる職人の職種や産業構造にも大きな違いがあり、同じものとしてひとまとめにすることはできない。ゆえに、産地・業種・職種という3つの区分が伝統的工芸品産業について考える上では欠かすことのできないものであると言える。

先行研究として、林部は伝統工芸の技能伝承の実態を明らかにするために、鬼瓦製造や有田焼などの日本各地の伝統工芸を対象として、伝統工芸指定を受けた親方と弟子に対しての面接と取材調査を行なっている<sup>34)</sup>。林部の研究では複数の事例が調査されており、伝統工芸の技能継承に共通する一般的な結論が導き出されている。しかし、先に示したような産地・業種・職種による特色が強い伝統的工芸品産業においては、複数の事例から共通の概念を導き出すだけでなく、個々の事例に着眼し、事例間の本質的な結合関係を導き出すことが重要であると考えられる。普遍性はなくとも、一つの事例を深く掘り下げることによって、これまで認識されていなかった問題の本質を浮き彫りにすることが必要とされる。

## 4.2 伝統的工芸品の価値

次に、伝統的工芸品の価値と技能の関係性について述べる。伝統的工芸品の制作に用いられる材料は木や竹、漆などの天然材料が多く、材料自体の品質が常に一定ではない。そのため、材料の品質のバラつきや、制作時の天候や気温、湿度などの環境に応じて制作方法を変化させる必要がある。そのため、結局は個々の職人の技能に依存して制作が行なわれる。不安定な天然材料から安定した製品を供給するためには、環境に応じた柔軟性が必要とされるため、技能の修得には多様な経験を通じた知識の形成が必要となる。

また、表1に示されるように、近年は伝統的工芸品を制作するための材料・道具などの生産基盤の減衰化・深刻化が進んでいる。例えば、日本を代表する工芸である漆工芸に用いられる漆に関しても、日本国内で流通している漆の98%強は中国などからの輸入で賄われており、国産漆の流通はわずか2%弱となっている<sup>35)</sup>。漆工芸の加飾に用いられる蒔絵筆に関しても、需要低迷による収益性の低下に伴い、蒔絵筆製作人材の減少、高齢化が進んでいる<sup>36,37)</sup>。伝統的工芸品産業の場合、原材料や道具の生産が止まってしまうと、いくら職人が技能を持っていても工芸品の制作や技能の継承が困難となる。技能は技能単体として存在するのではなく、技能を発揮するための対象やそれを取り巻く環境とともにある。そのため、将来的に代替材料や道具を取り入れていくにしても、これまで使われてきたものの特性や意味を無視して、新しいものに取り替えることはできない。ゆえに、技能を論ずるためには、材料や道具といった作業環境の連関の上に議論を行なう必要がある。

さらに、伝統的工芸品の場合、機械生産のように同じものが大量に作られるわけではなく、多品種少量生産が主であり、完全受注生産の一点物の制作も多い。そのため、伝統的工芸品を制作するためには需要に応じた技能が必要とされる。同じものを反復的に生産していく場合には技能の修得は自然と早くなると考えられるが、伝統的工芸品の場合は生産体制の在り方として、同一製品の反復生産が困難である。また、伝統的工芸品を生み出す技能には明確な指標が存在しているわけではなく、工芸品の作り方自体も綿密に規定されていないわけではない。工程表などで説明されるように作り方が大枠で決められている場合であっても、職人によって作り方は多種多様であり、さらに天然材料を扱う柔軟性も加味される。そのため、技能を継承するにあたって、何を基準とするのかを決めること自体が困難である。

そして何よりも、伝統的工芸品にはモノとしての明確な評価尺度が存在しない。他の工業製品であれば、用途に応じた実用性・機能性の評価が存在するが、伝統的工芸品にはその良し悪しを決める明確な基準がない。かつては日用品として使われていた伝統的工芸品も、現在のライフスタイルの中では実用性・機能性を発揮することが困難となっており、美術工芸品としての価値に意識が向けられていることの方が多い。ゆえに、職人の技能の良し悪しが何をもちて評価されているのかという点も非常に曖昧であり、根本的な問題であると言える。ここにきて、科学的手法によって技能が定量化されたとしても、それだけでは意味をなさないということを再考せざるを得ない。その中で技能を評価できる人間とは誰かということを考えると、それは技能者である職人ということになる。しかし、その点に深く踏み込んだ調査事例は見られない。「最後の宮大工」と呼ばれた西岡常一は、自身の著書において研究と職人の関係を以下のように述べている<sup>38)</sup>。

*職人がいて建物が建って、それを学者が研究しているんですから。先にわしらがあ  
るんです。学者が先におったんやないんです。職人が先におったんです。(西岡他、2005)*

外部から尺度を持ち込んで、技能を技術に置き換えることを考える前に、職人の技能や価値観それ自体にも意識を傾け、定性的な調査を進める必要がある。この点は先述した技能者の語りに通ずる部分であると言え、職人の技能継承を考えるためには必要不可欠な視点であると考えられる。

#### 4.3 産業的側面と文化的側面

最後に伝統的工芸品産業の特殊性と技能の関係について述べる。伝産法に定められる要件を満たす上で、伝統的工芸品は一部の工程の機械化や技法の改善、材料の転換が容認されている。そのため、文化財保護法の観点からすると、伝産法に規定される伝統的工芸品は純然たる伝統的技法の保持ではないということが指摘されている<sup>39)</sup>。しかし、伝産法は産業振興の観点から定められているため、時代の変化に即した条件緩和はやむを得ない部分であると言える。伝産法と文化財保護法の相違は、伝統的工芸品が持つ産業的側面と文化的側面の背反が生み出す葛藤であると推察される。この問題を技能継承という観点から考えた場合、そのどちらもが伝統的工芸品の制作にかかる技能であるということを考慮する必要がある。つまり、伝統的工芸品を生み出す技能は、一方では可変が容認された産業的技能であり、また一方では過去から受け継がれてきた技法などを踏襲した伝統重視の文化的技能であるということである。

前川らはこの点に関して、現状の伝統的工芸品産業にそぐわない伝産法の要件設定は伝産法の

理念と矛盾するものであり、指定要件の見直しが検討されるべきであると指摘している。さらに、産業振興の視点を有する経済産業省管轄の伝産法と伝統技法の継承を目的としている文部科学省管轄の文化財保護法との連携という点から法的支援制度の在り方についても言及している<sup>40)</sup>。ここから、伝統的工芸品を伝統的工芸品たらしめる法律が実情とそぐわない、あるいは法的支援制度自体が伝統的工芸品産業を窮地に追いやっていることも看過すべきではないということが指摘できる。

伝統的工芸品に指定されている工芸品ではまだ指定解除の例はない。しかし、福井県郷土工芸品であった春江木芸、名田庄木工品、越前美化木は職人の引退などにより、平成21年3月31日付で指定の解除を受け、技能の伝承も途絶えたため、事実上の消滅状態にある<sup>41,42)</sup>。また、香川県の理平焼は昭和60年度に県伝統的工芸品に指定されたが、平成4年度に唯一の製造者であった職人が死去したことによって指定解除を受けた。理平焼は平成26年3月に香川県伝統的工芸品に再指定されているが、再指定までに20年以上の長い年月を要している<sup>43,44)</sup>。このように、小規模の人数によって支えられている希少伝統工芸品も数多く存在しており、当代の継承者が辞めてしまえば、その工芸が失われてしまうというものも少なくない<sup>45)</sup>。ゆえに、伝産法の指定要件を満たすことが困難な伝統工芸の今後の在り方も含め、技能の継承には常に産業的側面と文化的側面が存在するというを理解しておく必要がある。

現状の施策は一側面のみの特化したものや両者の差異を曖昧にしたままのものが多い。そのため、問題の所在が捉えられず、効果的な解決策が見出されないと考えられる。例えば、現在促進されている伝統的な技術・技法と現代のものづくりとのマッチングは、産業の存続に資するものかもしれない。現代生活に即した工芸の在り方は、新しい伝統を築いていく可能性を持つ。しかし、それだけでは文化財などのこれまで受け継がれてきたモノを存続させることが不可能となる。長期にわたり受け継がれてきたモノには、先達の技能が込められている。その技能を修得・保持し、さらにそこから新たなものづくりにつなげる技能継承でなければ、文化的側面は失われてしまう。だからと言って、文化的側面のみを固執しては、産業の衰退を看過することとなる。つまり、伝統的工芸品の持つ両側面をしっかりと捉えないことには、産業としても、文化としても将来的に継承していくことは困難であり、この点への理解が現状の取り組みには欠けていると言える。

## 5. 問題の所在の顕在化と今後の展望

本稿では、伝統的工芸品産業の技能継承に関して、伝統的工芸品を制作する職人の技能、伝統的工芸品の価値と技能の関係、伝統的工芸品産業の特殊性と技能の関係の3つの観点から議論することによって、伝統的工芸品産業の問題の所在について顕在化を行なった。本稿を通じて、伝統的工芸品産業の技能継承における問題の所在として、以下の3点が顕在化された。

まず1点目として、伝統的工芸品産業の技能継承について考えるためには、産業を構成する産地・業種・職種の差異を考慮する必要があるということが示された。4.1節で指摘したように、これまでの取り組みは伝統的工芸品産業全体に焦点を当てており、産地・業種・職種の差異を詳細に精査した上で技能継承の問題に踏み込んだ取り組みが不足していたため、根本的な問題の所在が明らかにされていなかったと考えられる。地場産業に起因する伝統的工芸品産業は、同業種であっても、産地・業種・職種の差異が大きい。そのため、伝統的工芸品産業全体が直面する課題について、その解決策を議論するのではなく、個々の事例を深く掘り下げることによって、こ

れまで認識されていなかった問題の本質を浮き彫りにすることが必要である。しかし、現状としては、この個別性に関する調査が不足しているため、問題の所在が不明確となり、根本的な改善策を講じることができていない。1.2 節で述べた全体的支援のみではなく、個々の事例をより詳細に検討していくことが必要とされる。個別性だけに特化し、木を見て森を見ずでは産業全体の問題解決に資することは難しいと考えられるが、個々の事例研究を積み重ねることによって、事例間の本質的な結合関係を導き出すことこそが、産業全体の抱える問題の本質を捉えることにつながり、技能継承に資すると考えられる。ゆえに、今後は個々の工芸に着眼し、より深層に踏み入った取り組みを進めていくことが必要とされる。

2 点目として、職人が持つ伝統的工芸品の制作にかかる技能は、環境に応じた柔軟性を持つ技能であるため、道具や材料といった作業環境との連関の上に議論を進める必要があるという点が 4.2 節の議論から示された。また、職人の技能には明確な基準がなく、さらに伝統的工芸品自体もモノとしての尺度が曖昧なため、技能の評価基準が曖昧であるということが示された。3.1 節で述べたように、近年進められている技能の定量化の試みは、これまで不可能であった職人のコツの可視化などを可能にした点において、今後の技能継承に資する可能性を持つ。しかし、定量化だけでは多様性を含んだ技能の継承には不十分である。そのため、3.3 節で指摘したように、客観的な尺度によって定量化を進める前に、職人の技能や価値観それ自体にも意識を向けた定性的調査を行なうことが重要である。定性的調査の手法としては、先述の竹内<sup>30)</sup>が進めているライフストーリー・インタビューの他にも、伝統的工芸品産業の特有性から考えて、調査者自身が研究対象である工芸の世界に参加して、その実態を多角的に観察する参与観察法<sup>46)</sup>なども効果的であると考えられる。今後は定性的手法と定量的手法の両手法を包括した実践的取り組みが期待される。

最後に 3 点目として、伝統的工芸品産業の技能継承のためには、伝統的工芸品が持つ産業的側面と文化的側面を考慮した施策を考案・実施する必要があるということが示された。4.3 節で指摘したように、伝統的工芸品を生み出す技能は、伝産法に定められる可変が容認された産業的技能であるとともに、文化財保護法に定められる過去から受け継がれてきた技法などを踏襲した伝統重視の文化的技能である。そのため、両者の特質に配慮した技能継承の在り方が必要とされる。しかし、現状としては、一側面だけに特化したものや、両者の差異を意識せず、曖昧にしたままのものが多いため、問題に対する効果的な解決策が見出されないと推察される。両者の差異をどのように捉えるのかについては慎重に考える必要がある。しかし、産業的側面のみに着目して伝統的工芸品に使われる技術を他産業に転用する、あるいは新製品を開発するなどの取り組みだけでは文化的側面を継承することにはならない。産業として存続していくためには、これまでとは異なるものづくりの在り方が必要とされているのかもしれないが、受け継がれてきたモノや技能への理解なしに新しいものづくりへと移行することは技能の継承ではなく、その場しのぎの解決策で終わってしまう恐れがある。それは、古来より受け継がれてきた日本のものづくりを途絶えさせるとともに、将来のものづくりの発展の可能性を自ら摘み取る行為であると言っても過言ではない。ゆえに、伝統的工芸品産業は単なる産業ではなく、国の文化を継承していく産業であるということ意識した上で今後の指針を見出すことが必要とされる。

本稿では以上の問題の所在を顕在化したことにより、伝統的工芸品産業の技能継承問題を再考するための新たな視点を示した。今後は顕在化された問題の所在に対する具体的な解決策を議論していく必要がある。また、時代の変化に応じて産業も絶えず変化していることから、より本質

的に伝統的工芸品産業の実態の解明を行なうためには、本稿で行なったような文献資料からの論考のみではなく、産業というフィールドの中に入った実践的な研究が必要とされることが考えられる。そうすることによって、伝統的工芸品産業、ひいてはものづくり産業全般における技能継承問題の解明に寄与できると考えられる。

## **SUMMARY**

### **Problem identification of skill succession in traditional crafts industries**

The aim of this research is to identify the problem identification of skill succession in traditional crafts industries. The effective solution for skill succession is not found yet, despite a government and people used various methods for solving it. Accordingly, we assumed that the problem is not solved in this research, because the problem identification is not found yet. Thus, recent endeavors related to the skill succession in traditional crafts industries were gathered and examined carefully to discuss the problem identification. As results, the following three problem identifications were indicated. (1) Conception of production areas, type of industry and occupation, (2) Work environment and evaluation criterion of skill, (3) The industrial side and cultural side of traditional crafts industries.

Keywords: Traditional crafts industries, Craftsmanship, Skill succession

## 参考文献

1) 松本明編, 大辞林 第三版, 三省堂, 東京, 2006.

2) 米田公則, 椛山女学園大学研究論集, 36(社会科学編), 107-117, 2005.

地場産業の定義は研究者によって様々であり、地場産業と伝統産業を区別して扱う文献も見られるが、本稿では山崎充氏と松井一郎氏の地場産業の定義をもとに、『地場産業とは、中小企業が「主体」となり、地域にある「地元資源」を活用した伝統的な「歴史性」を有し、「同種製品生産」をするための「社会的分業体制」によって「産地性」を形成し、その製品を地域外の「広域市場」(国内・海外)に、販売することによって、地域社会に寄与している産業』と定義した米田の定義を用いる。

3) 一般財団法人 伝統的工芸品産業振興協会, <http://kougeihin.jp/densan/densanho.html>

4) 伝統的工芸品産業の振興に関する法律 (昭和 49 年 5 月 25 日法律第 57 号)

5) 佐中忠司, 比治山大学現代文化学部紀要, (12), 139-161, 2005.

佐中は伝産法の規定内容について、一般的な解説情報などから、以下の補足を示している。

一. 主として日常生活で使われるもの; 冠婚葬祭や節句などのように、一生あるいは年に数回の行事でも、生活に密着し一般家庭で使われる場合は、「日常生活に含まれる」。

二. 製造過程の主要部分が手作り; すべて手作りでなくても差し支えない。しかし、製品の品質、形態、デザインなど、製品の特長や持ち味を継承する工程は「手作り」が条件で、持ち味が損なわれない範囲では補助的工程に機械を導入することは可能である。

三. 伝統的技術または技法によって製造される; 伝統的とは、およそ 100 年間以上の継続を意味する。工芸品の技術、技法は、100 年間以上、多くの作り手の試行錯誤や改良を経て初めて確立するとの考え方である。とはいえ、伝統的技術、技法は、昔の方法そのままでもなくとも、根本的な変化や製品の特長を損ねるほどのものでなければ、改善や発展は差し支えないとされている。

四. 伝統的に使用されてきた原材料; 100 年間以上の継続を意味し、長い間吟味された、人と自然にやさしい材料が想定されるが、既に枯渇したものや入手が極めて困難な原材料などのばあいは、持ち味を変えない範囲での同種の原材料への転換は認められる。

五. 一定の地域で産地を形成; 一定の地域で、ある程度の規模の製造者があり、地域産業として成立していることが必要であり、ある程度の規模とは、10 企業以上または 30 人以上が想定されている。個々の企業だけでなく、産地全体の取り組みに向けた振興策とされている。

6) 一般財団法人 伝統的工芸品産業振興協会, <http://kougeihin.jp/densan/files/hinmoku251226.pdf>

7) 一般財団法人 伝統的工芸品産業振興協会, <http://kougeihin.jp/densan/densanhin.html>

8) 京都府, 京都府の伝統的工芸品等, <http://www.pref.kyoto.jp/senshoku/dento.html>

9) 経済産業省製造産業局伝統的工芸品産業室, 伝統的工芸品産業をめぐる現状と今後の振興施策について (平成 23 年 2 月), [http://www.meti.go.jp/committee/summary/0002466/006\\_06\\_00.pdf](http://www.meti.go.jp/committee/summary/0002466/006_06_00.pdf)

10) 経済産業省, 伝統的工芸品産業振興・支援政策補助金, [http://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/mono/nichiyo-densan/index.html](http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/nichiyo-densan/index.html)

11) 京都府, 伝統と文化のものづくり産業振興補助金, <http://www.pref.kyoto.jp/sangyo/1282111034399.html>

12) 経済産業省, 平成 26 年度予算案 PR 資料 一般会計 (伝統的工芸品産業振興・支援補助金), [http://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/mono/nichiyodensan/pdf/H26fy\\_densan\\_ippan.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/nichiyodensan/pdf/H26fy_densan_ippan.pdf)

- 13) 総務省, 知のデジタルアーカイブ ―社会の知識インフラの拡充に向けて―, [http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000167508.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000167508.pdf)
- 14) 森和夫, 技術・技能伝承ハンドブック, JIPM ソリューション, 東京, 2005.
- 15) 三好隆志, 計測と制御, 37(7), 459-464, 1998.
- 16) マイケル・ポランニー, 高橋勇夫[訳], 暗黙知の次元, ちくま学芸文庫, 東京, 2003.
- 17) 野中郁次郎, 竹内弘高, 梅本勝博, 知識創造企業, 東洋経済新報社, 東京, 1996.
- 18) 高橋雅子, 山口大学教育学部附属教育実践総合センター研究紀要, (30), 21-32, 2010.
- 19) 赤尾充哉, 2012 年度大学院高度化推進研究プロジェクト 成果報告書 慶應義塾大学大学院商学研究科, 1-9, 2013.
- 20) 大崎正瑠, 東京経済大学人文自然科学論集 (127), 21-39, 2009.
- 21) 松本則夫, Synthesiology, 3(1), 47-55, 2010.
- 22) 経済産業省, 厚生労働省, 文部科学省[編], ものづくり白書<2007 年度版>, ぎょうせい, 185-213, 2007.
- 23) 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構研究評価委員会, デジタル・マイスタープロジェクト (ものづくり・IT 融合化推進技術の研究開発) 事後評価報告書, 1-57, 2006.
- 24) 稲田勝幸, 修道商学, 47(2), 1-54, 2007.
- 25) 伊東里香, 檜山敦, 並木秀俊, 宮下 真理子, 谷川智洋, 宮廻正明, 廣瀬通孝, 映像情報メディア学会技術報告, 33(21), 123-127, 2009.
- 26) 藤波努, 映像情報メディア学会技術報告, 30(68), 71-76, 2006.
- 27) 成田智恵子, 遠藤淳司, 越野哲史, 近藤香菜, 下出祐太郎, 来田宣幸, 濱田泰以, 人間工学, 49(Supplement), S176-S177, 2013.
- 28) 竹内一真, やまだようこ, 渡部信一, 情報処理学会研究報告. 人文科学とコンピュータ研究会報告, 2009-CH-82(7), 1-7, 2009.
- 29) 香川秀太, 質的心理学フォーラム, 3, 62-72, 2011.
- 30) 竹内一真, 日本教育心理学会総会発表論文集 (51), 163, 2009.
- 31) 竹内一真, やまだようこ, 日本教育心理学会総会発表論文集 (52), 773, 2010.
- 32) 山田幸三, 伝統産地の経営学 -- 陶磁器産地の協働の仕組みと企業家活動, 有斐閣, 東京, 2013.
- 33) 佐藤守, 羽田新, 社会学評論, 14(3), 74-95, 1964.
- 34) 林部敬吉, 平成 15 年度～平成 18 年度科学研究費補助金(基盤研究(B))研究成果報告書, 静岡大学, 1-237, 2007.
- 35) 経済産業省東北経済産業局, 「浄法寺漆」による地域再生プロジェクト ～国産漆最大の産地が挑む元気再生～, [http://www.tohoku.meti.go.jp/koho/report/pdf/090810\\_2.pdf](http://www.tohoku.meti.go.jp/koho/report/pdf/090810_2.pdf)
- 36) 一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会, 平成 20 年度伝統的工芸品産業調査報告書, <http://www.kougei-net.jp/2008/index.php>
- 37) 柏井容子, アジア文化史研究, (11), 120-123, 2011.
- 38) 西岡常一, 小川三夫, 塩野米松, 木のいのち木のころ-天・地・人, 新潮社, 東京, 2005.
- 39) 外山徹, 明治大学博物館研究報告, (9), 21-37, 2004.
- 40) 前川洋平, 宮林茂幸, 関岡東生, 東京農業大学農学集報, 58(2), 81-95, 2013.
- 41) 福井県, 福井県郷土工芸品の指定および解除について, 報道発表資料(2009年4月2日), <http://>

//www2.pref.fukui.jp/press/view.php?cod=M8c2491238568121fc

福井県郷土工芸品の指定の要件は以下の(1)から(3)までのすべての要件に該当し、かつ、(4)または(5)のいずれかの要件に該当するものとされており、伝産法の要件とほぼ同等の内容となっている。

- (1)主として日常生活の用に供されているものであること
- (2)製造工程の主要部分が手工業的であること
- (3)一定の期間、県内において当該工芸品が製造されていること
- (4)伝統的な技術または技法に基づき、かつ、伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ製造されるものであること
- (5)郷土の風土、くらしを題材とし、郷土の資源を素材とするもので、独自の技術・技法により製造され、特色ある地域づくりに貢献するものであること

42) 日本経済新聞 電子版, 北陸3県と金沢市、伝統工芸の人材育成へ助成強化 (2010年7月22日), [http://www.nikkei.com/article/DGXNASJB21019\\_R20C10A7LB0000/](http://www.nikkei.com/article/DGXNASJB21019_R20C10A7LB0000/)

43) 香川県, 香川県伝統的工芸品指定書及び香川県伝統工芸士認定証の交付式を行います, 報道発表資料(2014年2月25日), <http://www.pref.kagawa.lg.jp/kgwpub/pub/cms/detail.php?id=20513>

香川県伝統的工芸品の指定要件に関しても、以下に示すように伝産法の要件とほぼ同等である。

- (1)主として日常生活の用に供されるものであること
- (2)製造工程の主要部分が手工業的であること
- (3)伝統的な技術又は技法により製造されるものであること
- (4)伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ製造されるものであること

44) 香川県, 理平焼を県の伝統的工芸品に, <http://www.pref.kagawa.lg.jp/kohosi/1405/kensei.html>

45) 金沢工芸普及推進協会, 今に息づく伝統の美と技 金沢の伝統工芸「Kanazawa Traditional Arts & Crafts」, 44, 2012.

46) W.F.ホワイト, 奥田道大, 有里典三[訳], ストリート・コーナー・ソサエティ, 有斐閣, 東京, 2000.